

木島平村介護保険事業者等における事故報告事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づき指定等が行われている事業所又は施設（以下「事業所」という。）において事故等が発生した場合の事務手続きについて定めるものとする。

(報告を必要とする事故の範囲)

第2条 事業所が村へ報告する事故は、次に掲げる場合とする。

- (1) サービス提供中に、利用者が死亡または負傷した場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む。）
 - (ア) 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通してすべて含まれるものとする。
 - (イ) 「死亡」とは、事故による死亡とし、病気による死亡は報告の対象外とする。
 - (ウ) 「負傷」とは、医師などの保険診療を要したものを報告対象とする。
- (2) 食中毒の発生が認められた場合
- (3) 次に掲げる感染症等の発生が認められた場合
 - (ア) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1類・2類・3類に加えてレジオネラ症及び疥癬が生じた場合
 - (イ) 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらが疑われる死亡者又は重篤者が1週間以内に2名以上発生した場合
 - (ウ) 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が、10名以上または全利用者の半数以上発生した場合
 - (エ) (2) 及び (3) に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。
- (4) 利用者が無届で外出し、警察、消防などに創作の協力を依頼した場合
- (5) その他、利用者もしくはその家族等からの苦情に基づき、村が必要と認める場合

(報告手順)

第3条 事業所は、第2条に定める事故等が発生した時は、次の各号のとおり、できる限り

速やかに村へ報告（以下「第1報」という。）するものとする。

- (1) 事故報告書の1から6の項目までについて可能な限り記載し、報告すること。
- (2) 第1報は、遅くとも発生後5日以内に村へ報告するものとする
- 2 事業所は、状況の変化等必要に応じて前項に準じた追加の報告を行うものとする。
- 3 事業所は、事故等の処理が終了した時点で、最終報告として村へ報告するものとする。
- 4 事業所は、必要に応じて村から求められた資料がある場合は提出するものとする。
- 5 第2条第1項第2号及び第3号に定める事故等が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染症発生時等に係る報告について」（平成17年2月22日付け厚生労働省5局長通知）に該当する別に定められた様式で報告するものとする。

（報告に対する村の対応）

第4条 村は、事故等の報告を取りまとめ、事故等の防止に資するものとする。

- 2 村は、事業所からの事故等の報告に基づき、速やかに事故等の状況把握を行うとともに、事業所に対し、事故処理の状況に応じて必要な助言・調整を行う。
- 3 村は、事故等の内容について、必要に応じて県へ報告するものとする。